

平成 23 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 S R A ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 鹿島 亨  
(コード番号 3817 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 金崎 俊明  
(TEL. 03-5979-2666)

## 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 23 年 8 月 30 日より当該公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、当該公開買付けが平成 23 年 9 月 28 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けを以って、平成 23 年 8 月 29 日開催の取締役会の決議による上記規定に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 S R A ホールディングス 東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 8 号

###### (2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

###### (3) 買付け等の期間

###### ①買付け等の期間

平成 23 年 8 月 30 日（火曜日）から平成 23 年 9 月 28 日（水曜日）まで

（20 営業日）

###### ②公開買付開始公告日

平成 23 年 8 月 30 日（火曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、712円

(5) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

アルバース証券株式会社 東京都渋谷区三丁目29番24号

②決済の開始日

平成23年10月20日(木曜日)

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人にてお支払いいたします(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する源泉徴収税額について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談をいただき、ご自身でご判断をいただきますようお願い申し上げます。

①個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%(所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%(所得税のみ)となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

- ②法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年9月28日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成23年10月19日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## 2. 買付等の結果

### (1) 応募状況

株券等種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	701,400株	—	701,400株	701,400株

### (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

## 3. 公開買付報告書の写しを閲覧に供する場所

株式会社SRAホールディングス 東京都豊島区南池袋二丁目32番8号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

- (1) 取得した期間 平成23年8月30日から平成23年9月28日
- (2) 取得した株式の種類 普通株式
- (3) 取得した株式の総数 701,400株  
(注) 発行済株式総数に対する割合 4.60%  
(少数点以下第三位を四捨五入)
- (4) 株式の取得価額の総額 499,396,800円  
(注) 上記金額には公開買付代理人に支払う手数料他、諸経費は含まれておりません。
- (5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けを以って、平成 23 年 8 月 29 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 平成 23 年 8 月 29 日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する期間	平成 23 年 8 月 30 日から平成 23 年 10 月 31 日
(2) 取得する株式の種類	普通株式
(3) 取得する株式の総数	701,400 株
(4) 株式の取得価額の総額	499,396,800 円

以上